

# 司法修習生の修習資金の貸与制度実施に反対し、 給費制度の復活を求める決議

## 1 司法修習生の給費貸与制度の実施が迫る

最高裁判所は、2010年11月以降、法律によって司法修習生についてその修習資金を貸与制とすることにともない、「司法修習生の修習資金貸与等に関する規則(案)」をとりまとめた。

当部会は、2003年の第34回定時総会で、司法修習生の修習資金の給費制の廃止に反対した。現在においてもこの立場に変更はない。当部会は、司法修習生に対する修習資金を貸与制としてこれを実施することに反対し、給費制を復活することを求めるものである。

## 2 給費制を求める理由は次のとおりである。

### (1) 司法修習制度の意義

現在の司法修習制度は、戦前において弁護士が裁判官・検察官よりも低い地位におかれ、基本的人権擁護の機能が十分に果たせなかったことへの反省に基づいて築かれた統一修習制度である。弁護士志望者も裁判官・検察官志望者も区別なく、人権擁護のための司法制度を支える人材育成に必要な能力と資質を習得するための統一的な修習が実現し、連綿と続けられてきたのである。

その中で、司法修習生の生計費を国家が負担する給費制度は、司法修習生に経済的な独立性を保障して司法修習への専念を可能とし、統一修習制度を実効性のあるものにするとともに、社会の各界各層の基本的人権を擁護するにふさわしい多様な人材を確保することに役立ってきた。

このような司法修習制度の意義は、法科大学院による法曹教育が始まった現在においても、依然として大きい。

### (2) 給費制廃止の弊害

司法修習制度の給費制が維持されなくなれば、その弊害は大きい。

第1に、司法修習生に経済的な独立性がなくなり、司法修習と並行して生計を維持するために稼働しなければならなかったり、あるいは将来の勤務を条件として外部の影響に対して経済的に従属することになるおそれもあり、司法修習の独立性や統一修

習制度の実効性を損なうことになる。

第2に、新制度の司法修習生は、4年間の大学教育と2年ないし3年間の法科大学院を経て司法試験を合格した後に司法修習生となるものであり、給費制が維持されなければ、経済的に裕福な者以外には法律家になることが著しく困難となり、社会の各層の基本的な人権を擁護するという法律家の責務を果たしていく上で大きなゆがみとなる。

当部会は、修習生支援のほか、法科大学院生支援を活動の柱の一つとしており、法科大学院生の事務所研修・事務所訪問などを積極的に企画し、また、受け入れて、法科大学院生と数多く交流してきた。この交流を通じ、当部会には、法科大学院生の多くから、学費や大学院通学時点での生活費の負担が大きい、司法修習生の修習資金が給費制であって欲しいといった声が多数寄せられている。

### (3) 少なすぎる司法予算

給費制を廃止しようとする理由が、予算措置の困難さにあるのならば、本末転倒の議論である。60期から62期までの修習生の手当て予算からみると、司法修習生の手当て予算は100億円前後と考えられる。わが国の国家予算の規模と司法の役割の重大性を考えれば十分に予算措置は可能である。

そもそもわが国の司法予算は過小で、国家予算に占める割合が少なすぎるのであって、むしろ、司法予算の拡大が必要である。

## 3 給費制の復活を

当部会は、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権をまもる法律家団体として、法曹養成に重大な関心を持って取り組んできた。この立場から、司法修習生への修習資金を貸与制度とする現行法の立場に反対である。したがって、現行法を前提として、貸与制度の実現のための細則を定める規則案についても、これを定めることに反対する。

当部会は、法改正を行って、司法修習生の修習資金について、給費制の復活を行うことを実現することを求めるものである。

2009年9月5日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第2回常任委員会